

中央会からのお知らせ

阪神総合卸商業団地協同組合が
創立50周年記念式典・祝賀会を開催

西宮市山口町で流通倉庫の団地を運営する阪神総合卸商業団地協同組合は、1973年に設立されました。以来、半世紀にわたり地域の中小卸売業者の物流の効率化や、都市部の交通過密化や環境問題といった社会課題の改善に貢献してきました。大規模災害が頻発する昨今においては、緊急支援物資の物流拠点としても卸団地の存在が期待されています。

6月13日にホテルオークラ神戸にて開催された50周年記念式典・祝賀会では、西宮市の北田正広副市長と全国卸商業団地協同組合連合会の吉木学副会長から祝辞が贈られ、兵庫県中央会の中村孝会長と(株)商工組合中央金庫の中谷肇取締役副社長からは感謝状が贈呈されました。また、組合の村角伸一新理事長より、流通団地としての更なる機能充実や利便性向上を目指し、流通を通じて地域経済の発展に寄与していく意気込みが語られました。



感謝状を手にする鍛冶川前理事長(左) 村角新理事長による挨拶と中央会中村会長(右)

「第75回中小企業団体全国大会 宮城大会」
参加者募集

- 日時** 令和5年10月11日(水) 14:00~16:30
- 会場** 仙台国際センター 展示棟 (仙台市青葉区青葉山無番地)
- 参加料** 6,000円
※兵庫県からの参加者には、当会が参加料の半額(3,000円)を負担します。
- 大会内容**
 - ・祝辞
 - ・議事 [議案審議・意見発表・決議]
 - ・表彰式 [優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等]
 - ・大会宣言
- 申込方法** 参加ご希望の方は、当会ホームページから申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。
URL: <https://www.chuokai.com/75zenkokutakai/>
- 申込締切** 令和5年8月25日(金)

<お問い合わせ先> 兵庫県中央会 (担当: 総務課 佐藤) TEL: 078-331-2045

中小企業のための **地震・津波の補償「地震特約」**

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



月刊中央会
7
(オ)

兵庫県中小企業団体中央会時報第786号(2023年7月5日号)毎月1回5日発行
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本情報誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部30円(会員の購読料は会費に含まれています) TEL: 078-331-2045

月刊中央会

第786号 2023/July

令和5年7月5日号 (毎月1回5日発行)



月刊中央会
オ

動くつなぐ 結ぶ
組合・中小企業を
サポート

組合・中小企業を
応援します!



》特集《 第68回通常総会を開催しました

■中央会事業

- ◇「共済業務委託制度」のご案内
- ◇神戸税務署から感謝状をいただきました
- ◇令和5年度中小企業組合等課題対応支援事業 第3次募集
- ◇エコスタイルの通年実施について
- ◇組合Q&A「賛助会員制度」

■情報レポート

物価上昇に伴う価格転嫁の問題や消費需要の減退、人手不足への懸念が、景気回復への足かせとなっている。

■お知らせ

- ◇個人住民税・個人事業税の納税について
- ◇新規輸出1万者支援プログラム

■コラム

- ◇中小企業のための労務レポート
令和6年4月から労働条件明示のルールが変わります
八夕経営労務サービス 代表 畑 英樹

■お知らせ

- ◇団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

■中央会からのお知らせ

- ◇阪神総合卸商業団地協同組合が創立50周年記念式典・祝賀会を開催
- ◇「第75回中小企業団体全国大会 宮城大会」参加者募集

第68回通常総会を開催しました

兵庫県中央会は、6月19日に神戸ポートピアホテルにおいて「第68回通常総会」を開催しました。開会に先立ち、中村会長から挨拶が行われ、原材料費の高騰や人手不足によって厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して支援の必要性や当会の事業方針について述べられました。議案審議では、上程議案は原案通り可決承認されました。また、役員の新補充選挙も行われ、次の名簿のとおり役員が選任されました。議事終了後、ご来賓を代表して、齋藤兵庫県知事、内藤兵庫県議会議長、河上近畿経済産業局産業部次長より祝辞を頂戴しました。最後に四ツ井副会長の閉会挨拶で総会は無事終了しました。

会員の皆様には議決権の行使にご協力いただき、誠にありがとうございました。本年度も引き続き中小企業の多様な連携、組織強化を積極的に支援し、中小企業の成長・発展や地域経済の活性化に貢献できるよう多岐にわたる事業を実施してまいりますので、当会の事業推進に格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

《議案》

- 第1号議案 令和4年度事業報告について
- 第2号議案 令和4年度決算報告について
- 第3号議案 令和5年度事業計画について
- 第4号議案 令和5年度収支予算について
- 第5号議案 令和5年度会費の賦課金額及びその徴収方法について
- 第6号議案 令和5年度役員報酬について
- 第7号議案 令和5年度借入金最高限度額について
- 第8号議案 役員の新補充について

【新役員名簿（補充）】

(敬称略・順不同)

役職	氏名	組合等名称
常任理事	村角 伸一	阪神総合卸商業団地協同組合
理事	碓武 宏章	兵庫県石油協同組合
	井野 克彦	兵庫県屋外広告美術協同組合
	津村 慎吾	三木金物商工協同組合連合会
	野村 俊彰	兵庫県木材業協同組合連合会
監事	田村 昭治	兵庫社労士協同組合



中村会長の開会挨拶



齋藤兵庫県知事の祝辞



内藤兵庫県議会議長の祝辞



河上近畿経済産業局産業部次長の祝辞



四ツ井副会長の閉会挨拶

信用保証のご案内

◆会社設立による創業をお考えの方や創業間もない会社を営む方へ◆

当協会は、令和5年3月15日から新たな保証制度
「スタートアップ創出促進保証制度」の取扱いを開始しました。

《制度の主な特徴》

- ① 経営者保証不要
- ② 保証料率が低い (0.7%)
- ③ 自己資金要件あり

※創業計画書 (スタートアップ創出促進保証制度用) が必要となります

制度の詳細は、当協会ホームページをご覧ください。各事務所・支所にお問合せ下さい。

HPはこちらから



兵庫県信用保証協会
 CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

〒651-0195
 神戸市中央区浪花町62番地の1
 TEL.078-393-3900(代表)



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- ① 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- ② 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- ③ 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
 詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問は
 こちらをクリック
 24時間いつでも
 チャットで質問可能です
 小規模企業共済



小規模共済

検索

「共済業務委託制度」のご案内

兵庫県中央会では、共済制度の一部商品を対象に「共済業務委託制度」を実施しております。この制度は、当会と委託契約書を取り交わした会員組合様及び組合員様(従業員も含む)が対象保険に加入した場合、当会から会員組合様へ加入促進手数料*をお支払いするものです。令和5年6月30日現在、119組合と委託契約を締結しております。組合の収入源の確保、保険料の経費削減のためにも本制度の導入をご検討いただきたく存じます。契約締結を希望される方は、総務課(担当:森田)までお問い合わせください。

なお、保険内容や保険料の詳細は、保険会社よりご説明いたしますので、お取引のある取扱保険会社又は代理店へお問い合わせください。問い合わせ先がわからない場合は、当会からご紹介させていただきます。

*組合・組合員が支払った年間の保険料総額に応じて、中央会から組合へ支払う手数料

組合のメリット

★保険料に応じた加入促進手数料をお支払い

生命保険：年間保険料の1%を毎年5月頃にお支払いします。

損害保険：年間保険料の2%を毎年7月頃にお支払いします。

★契約書作成、保険金請求・集金等の煩雑な事務作業は一切なし
商品説明や契約締結、保険料の徴収等は中央会と保険会社で行います。
組合の事務作業は、契約者の組合員資格の確認だけです。



組合・組合員のメリット

★個別で加入するより保険料が最大約60%割安!

(割引率は各商品、契約状況等により異なります)

全国中央会が保険会社と団体契約を締結することで生み出される全国規模のスケールメリットにより、低廉な保険料を実現しています。割引率は各商品、契約状況等によって異なります。

「共済業務委託制度」が適用される保険商品

生命保険

- オーナーズプラン (大樹生命保険株式会社)
- パートナーズプラン (大樹生命保険株式会社)

損害保険

- 業務災害補償プラン (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)
- 業務災害補償制度 (損害保険ジャパン株式会社)
- 経営ダブルアシスト (東京海上日動火災保険株式会社)
- ビジネスJネクスト (三井住友海上火災保険株式会社)



よりそう保険。
大樹 Taiju Select セレクト

無配当保障セレクト保険

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

大樹生命保険株式会社 <https://www.taiju-life.co.jp/>

神戸支社 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町119 大樹生命神戸三宮ビル2F TEL:078-393-3191

姫路支社 〒670-0961 姫路市南畝町2-1 ファース姫路ビル8F TEL:079-224-7812

BEST PARTNER
大樹生命
日本生命グループ
つなぐ~信頼を届け、未来を拓く~

事業活動を取り巻く様々なリスクから会員の皆様をお守りする 全国中小企業団体中央会「ビジネス総合保険制度」

事業活動のトラブルで高額な賠償金支払いとなる事案が多様化。さらに頻発する自然災害により事業継続が困難となるケースも多発。ビジネス総合保険制度(事業活動包括保険)は、賠償責任リスク、事業休業リスク、工事リスク(建設事業者様向け)に総合的に対応でき、しかも低廉な保険料で加入できる保険です。

最大 **約33%** 割引

東京海上日動のビジネス総合保険制度(事業活動包括保険)の特徴

- 1 団体割引が適用されるため、保険料が割安です。
一般加入と比べ最大約33%割引の保険料水準(団体割引25%、条項セット割引5%、Tプロ割引3%、自動車優良割引3%を適用した場合)
※33%割引は「賠償責任に関する補償」「休業に関する補償」に適用されます。
加入は毎月受付(お申込月の翌1日の午後4時の補償開始、保険期間1年間でご加入いただけます)
- 2 賠償責任に関するリスク(生産物・完成作業、施設・事業遂行、リコール、情報漏えい等)を総合的に補償
その他、様々な業種に対応できる補償のラインナップを用意しています。
- 3 サイバー攻撃による情報セキュリティ被害も補償
マイナンバーの漏えいも補償対象となります。
- 4 休業補償により災害に遭った際の事業継続資金を補償
(感染症補償特約を自動セット)
- 5 工事現場における様々な財物に対する損害を補償(建設業向け)
- 6 早期災害復旧支援により、災害時の事業継続を後押し
- 7 「地震」による完全休業損失も補償

本広告は、全国中小企業団体中央会を契約者とするビジネス総合保険制度(事業活動包括保険)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は「ビジネス総合保険制度(メンバーシップ)」をご確認ください。ご加入にあたっては、必ず「ビジネス総合保険制度重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体のホームページ掲載の約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先 **東京海上日動火災保険株式会社** 兵庫本部 業務支援チーム 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通7 TEL:078-333-7112 FAX:078-333-7208

制度運営 **全国中小企業団体中央会** 制度引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社**

お見積り、ご加入手続きは引受保険会社にお問い合わせください。 2022年10月作成 22-T03192

SDGs経営に 取り組んでみませんか?

POINT 1 「SDGs診断」の実施・無料オンライン面談
POINT 2 「自治体への登録制度」の申請作成支援
POINT 3 「SDGs宣言」策定サポート

SDGs経営に取り組みたい法人様を無料でご支援します!

お申し込み方法

専用サイトへアクセス 右の二次元コードを読み込んで専用サイトへアクセスしてください。 https://ad-sdgs.com/lps	社員コード 0900395 代理店コード 0G93	必要事項を入力 専用サイトから、お申し込みフォームへアクセスいただき、左記の社員コードと代理店コード、その他必要事項を入力してください。	お申し込み完了 チェックシートに回答いただくことで、お申し込み完了となります。
--	--	---	--

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険 神戸支店 地域戦略室 〒650-0037 神戸市中央区明石町19番地 TEL:050-3461-6267 FAX:078-391-7501

損保ジャパン SOMPO 兵庫県中小企業団体中央会 業務災害補償制度 [ビジネスマスター・プラス(事業活動総合保険)]

2つの補償で安心経営!! ※2

①役員・従業員(パート・アルバイトを含みます。)の労働災害(おケガ)を補償!
②経営側の負担する労災賠償を補償!

①売上高のみご申告いただければ保険料算出可能!
②従業員の入替など、手間がかかる通知も不要!

約**30%** 割安! ※1
(同一保険会社・従来商品比較)

◇上記は概要のご案内となります。詳しい内容またはお見積りにつきましては、下記【問い合わせ先】またはお近くの損保ジャパンまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】 損害保険ジャパン株式会社 神戸支店法人第一支社「業務災害補償制度担当」まで (引受保険会社) 〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17 TEL:078-333-2595 FAX:078-333-2674 (平日:午前9時~午後5時)

損保ジャパン営業店 検索

SJ23-02494 (2023/06/01)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

三井住友海上は、安心と安全の提供を通じて、持続可能な社会の実現に取り組めます

SDGsで未来を照らす

社会課題の解決に向けたSDGs取組

- 地球環境との共生: 脱炭素社会への移行や自然資本・生物多様性の保全・回復に資する商品・サービス、気候変動への適応の提供を通じて、自然と調和した経済・社会を目指します。
- 革新的テクノロジー: 自動車や社会のIoT化に伴うサイバーリスクの発生を未然に防止する商品・サービスの開発や新しい産業創出に役立つソリューションを提供します。
- 強靱性・回復力: 社会インフラの老朽化や災害に強いまちづくりに対して、「アークス」を活用した防災・減災の提案、早期復興対策など新たな価値を提供します。
- 包摂的社会: 誰もがアクセスしやすい商品・サービスの提供や、バリエーションまで去め人材確保への対応、ダイバーシティ＆インクルージョンの推進などに取り組めます。

MS&AD 三井住友海上 | 三井住友海上は、レジリエントでサステナブルな社会をめざします。 ※外部環境にシナジーに対応する、持続可能な社会



神戸税務署から感謝状をいただきました

兵庫県中央会では、軽減税率制度やインボイス制度といった消費税の大規模な税制改正に際して、兵庫県内の中小企業の税務対応をサポートすべくセミナーの開催や個別相談を実施してきました。こうした取組みを評価していただき、5月23日にANAクラウンプラザホテル神戸にて開催された理事会において神戸税務署の門田正雄署長より感謝状を授与していただきました。

今年10月から始まるインボイス制度への対応について、当会では、組合・中小企業を対象に無料の個別相談やセミナーを実施しています。<お問い合わせ先>

兵庫県中央会 経営相談室 TEL: 078-331-2045



神戸税務署 門田所長(右)と
兵庫県中央会 中村会長(左)

令和5年度中小企業組合等課題対応支援事業 第3次募集

新たなチャレンジへと踏み出すための事業です!

事業協同組合や商工組合など連携組織のみならず、新たな活路の開拓、単独では解決困難な問題の解決、中小企業の発展に寄与する取組みを支援します。SDGsへの取組み、DX推進、2025年問題対応などの課題や団体・業界特有の課題解決に活用できます。

【対象】 中小企業組合、一般社団法人、共同出資組織、任意グループ等

【補助金額】

①中小企業組合等 活路開拓事業	活路開拓事業	[大規模・高度型] 上限 2,000 万円 下限 100 万円 [通常型] 上限 1,200 万円 下限 100 万円
	展示会等出展・開催	上限 1,200 万円 下限なし
②組合等情報ネットワークシステム等開発事業		[大規模・高度型] 上限 2,000 万円 下限 100 万円 [通常型] 上限 1,200 万円 下限 100 万円
③連合会(全国組合)等研修事業		上限 300 万円 下限なし

【補助率】 上限 6/10

【募集期間】 令和5年7月10日(月)～8月10日(木) <必着>

全国中央会 中小企業組合等課題対応支援事業

<お問い合わせ先> 全国中小企業団体中央会 振興部 TEL: 03-3523-4905

エコスタイルの通年実施について

兵庫県中央会では、これまで夏期に取り組んできた「エコスタイル」について、新しい働き方の一環として通年実施といたします。

■目的

- 個々の状況に応じた働きやすい服装により、業務の効率化と自由で柔軟な発想の創出につなげます。
- 気温に合った服装を選択することにより、SDGsの観点から環境に配慮した働き方を実現します。

■取組内容

- ノーネクタイ・ノージャケット等の通年実施
- TPOに応じた服装

- (1) 式典や行事等で服装に関する申し合わせがある場合は、その服装とします。
- (2) 社会通念上必要な場合は、ネクタイ・ジャケットを着用するなど、TPOに応じた服装とします。

8 働きがいも
経済成長も



13 気候変動に
具体的な対策を



組合 Q&A 『賛助会員制度』

賛助会員制度の導入を検討している組合がありますが、次の点について教えてください。

Q 1. 賛助会員に資格制限はありますか？

A 1. 制限はありませんが、目的をよく見極める必要があります。事業協同組合定款参考例により、賛助会員制に関する規定が次のように位置づけられています。

(賛助会員)

第55条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

この賛助会員制が定款例に位置づけられた趣旨は、組合が賛助会員制を活用して外部関係者を組織化することにより、その協力と理解を得るなど、最近特に重要性が高まっている組合と組合外部の交流・連携を促進しようというものであり、もっぱら資金集めのためにこの制度を活用することはできません。

賛助会員の資格は、定款参考例には、「本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者」となっており、このほか特に資格についての制限はありませんので、組合の実情に応じて定めることができますが、外部関係者を組織化することにより、その協力・理解関係の一層の増進に資するという賛助会員制の趣旨に留意し、その範囲を逸脱しないようにすることが肝要です。

Q 2. 賛助会員の組合事業利用は、員内利用扱いとなりますか？

A 2. 賛助会員は法に定める組合員には該当しないことから、定款に定める組合事業を利用する場合には、員外利用に該当することになります。

定款参考例に従い、賛助会員制を導入する場合は規約を設け、制度の内容を明確にしておくことが必要です。

補足説明

組合が賛助会員に対して行う利便の供与等の事業活動の例は、次の通りです。これらの事業活動は、あくまで賛助会員制の趣旨を逸脱しない範囲で行うことができます。

- 組合が作成または発行する資料等情報の提供
- 組合または組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- 賛助会員に対する指導・教育
- その他賛助会員制の設置目的を達成するために必要な事業



<参考資料>全国中小企業団体中央会『組合質疑応答集(2019年3月)』p.13

新型定期預金 マイハーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較) 1年、2年、3年から期間が選べる お預け入れは50万円から

	●神戸市役所南側西入る	●市民会館東隣	●労働福祉会館前
	商工中金 神戸支店 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 ☎078(391)7541	姫路支店 〒670-0015 姫路市総社本町111 ☎079(223)8431	尼崎支店 〒660-0096 尼崎市東灘波町5-19-8 ☎06(6481)7501

情報レポート

令和5年6月12日集計

概況 物価上昇に伴う価格転嫁の問題や消費需要の減退、人手不足への懸念が、景気回復への足かせとなっている。

内閣府が令和5年6月7日に公表した同年4月の景気動向指数によれば、経済動向を示す一致指数が3か月連続で改善した。半導体の供給制約が緩和されたことが原因とされる。但し、基調判断は「足踏みを示している」のまま据え置かれた。

一方、県内の中小企業は、経済活動の正常化に伴い、非製造業では改善の傾向にある一方で、人手不足や物価の上昇による経営への影響が続いている。事業者間での価格転嫁の問題の他、消費者物価の上昇による需要減退や買い控えを指摘する声があった。

業種別景況天気図(前年同月比) 令和5年5月(6月集計)分

項目	景況	売上	収益	資金
製造業	景況: 曇り雨 (-12%)	売上: 曇り (+3%)	収益: 曇り雨 (-15%)	資金: 曇り雨 (-18%)
非製造業	景況: 曇り (+6%)	売上: 曇り (+6%)	収益: 曇り (-9%)	資金: 曇り (+6%)
総合	景況: 曇り (-3%)	売上: 曇り (+4%)	収益: 曇り雨 (-12%)	資金: 曇り (-6%)

県内の景況: 快晴 曇り 曇り雨 雨 大雨
 マーク: 30以上 10以上~30未満 -10以上~10未満 -30以上~-10未満 -30未満
 基準(DI値)

●●●●● 業界の声 ●●●●●

製造業

食料品.....
 3月からの価格改定の影響により数量ベースでは売上が約10%減少している状況である。これから6月、7月と本格的なシーズンに入るので市場の動きに注視し、販促においても強化し実施していく予定である。

木材・木製品.....
 木材、合板は値下がり、エネルギー高、人件費増等により建設コストは高くなり、利益率は下がり、工事は減っている。需要は減退、家は高すぎて買えない。

窯業・土木製品.....
 通常生産に戻りつつあるものの、ガス価格は高値安定の状況であり、かつ住宅市場の景気の低迷を受けて、現状、出荷量が伸びず苦戦している。

鉄鋼・金属.....
 原料等の高騰により価格改正を申し出ている組合員がいる中、応諾してくれた取引先もあるが、交渉が決裂するケースもあり、かなりの苦戦を強いられている企業もあるようだ。

一般機器.....
 受注状況は先月同様ではあるものの、人員不足が影響しているのかは定かではないが仕事量は少し多くなっている。人材不足は各企業でも深刻であり対策に苦慮している状況である。

輸送機器.....
 前年同月比12.0%の増収であった。5月の売上高は前月比でも14.0%の増収で、ここ数年で一番高い売上高となった。主要取引先の船舶部門、機械部門は段々と状況が良くなりつつあるように感じる。このような状況が続くよう大いに期待するところである。

非製造業

卸売業.....
 仕入価格等の上昇や電子帳簿等保存制度、インボイス制度導入が影響し、廃業や組合脱退があった。

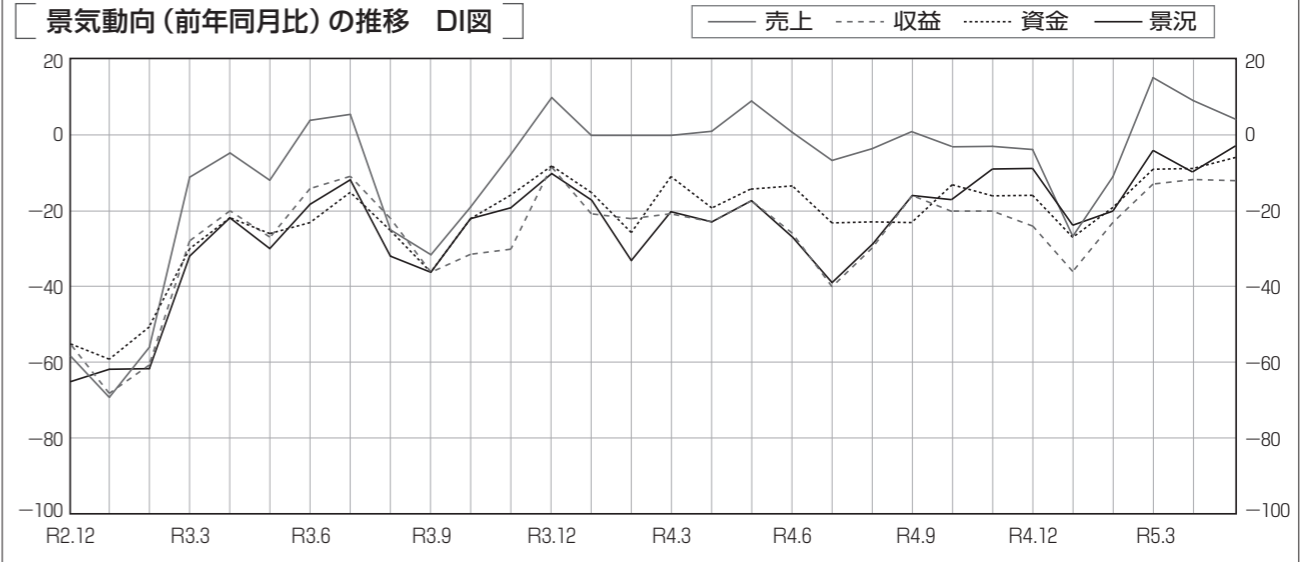
小売業.....
 連休明けに一部地域で省エネ家電の商品に対する補助金事業が開始されたため、例年よりも売り上げを伸ばした店が多くなったと思われる。また、夏に向けて季節商品の問い合わせや見積もりも増えているようだ。

商店街.....
 前年と同じくらいまで、売り上げは回復してきたが、6月には再値上げ品が多く、不安材料は続く。県・市の電子プレミアム商品券による支援に期待している。

サービス業.....
 GWの客入りはあったものの、後半は天気も悪く例年以上とはならなかった。連休が終わった後も割と暇な期間があり1か月通してみるとあまりよくなかったかもしれない。

運輸業.....
 取扱数量は対前年同月比83.6%と相変わらず低調であり、生活関連の様々な物の値上げが続いていることにより、買い控え等で物流が落ち込んできているのではないかとと思われる。運賃も値上げしてもらえないことには、引き続き厳しい状況が続くだろう。

その他.....
 5月連休明け以降少し落ち着いた状況となっている。6月も似た状況が予想されている。資材の高騰について、ここ半年で2~3回価格が上昇している資材があり収益を圧迫している。



DI (Diffusion Index) とは?
 景気が「上向き」か「下向き」かという、景気の方角性を示す指数。DI値は、調査対象組合に「好転」「不変」「悪化」というような選択肢の質問を行い、「好転」の回答構成比から「悪化」の回答構成比を差し引いて算出している。
 ◆DI値 = (「増加」・「好転」した組合数 - 「減少」・「悪化」した組合数) ÷ 回答組合数 × 100

個人住民税 個人事業税 の納税について

個人事業税は、所得税、住民税とは別に個人で事業を行う方にかかる税です。
 第1期分の納期限は、**8月31日(木)**ですので、最寄りの銀行などの金融機関でお納めください。
 また、納税には便利な口座振替制度もぜひご利用ください。お近くの県税事務所でお申込みいただけます。

個人住民税は、県民税と市町民税をあわせて市町が課税し、徴収する税です。給与所得者と65歳以上の年金受給者は、給与や年金から特別徴収され、それ以外の方は、市町から送付される納税通知書により、原則として年4回に分けて納めていただきます。
 給与所得者等以外の方の個人住民税の第2期分の納期限も、個人事業税と同じ**8月31日(木)**(市町により納期限が異なる場合があります。)になっています。

※お問い合わせはお近くの県税事務所またはお住まいの市(区)役所、町役場まで

東日本大震災の教訓を踏まえた防災施策の実施に伴い、令和5年度までの個人住民税の均等割の税率が年額1,000円(県民税500円、市町民税500円)引き上げられています。また、県民税均等割のうち800円は緑の整備のための「県民緑税」です。

兵庫県・市町

中小企業のみなさまの 新たな輸出へのチャレンジを応援します

中小企業のための 労働条件明示のルールが変わります

ハタ経営労務サービス 代表 畑 英樹 (中小企業診断士/特定社会保険労務士)

■はじめに

令和6年4月から労働条件の明示についてのルールが改正されます。明示すべき労働条件が追加されます。本コラムでは、現行ルールの確認と改正内容を解説していきます。

■労働条件の明示とは

労働条件の明示に関する現行法のルールを整理してみましょう。
労働基準法上、使用者は、労働契約締結時(有期労働契約においては更新の都度)に全労働者(正社員だけでなく、パートタイマー、アルバイト等も対象になります)に対し、労働条件を明示しなければなりません(労働基準法第15条)。具体的な明示内容は、労働基準法施行規則第5条において次のように定められています。

① 労働契約の期間
② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項(有期労働契約のみ)
③ 就業場所・従事すべき業務に関する事項
④ 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇などに関する事項
⑤ 賃金の決定、計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)
⑦ 昇給に関する事項

これらの他に、「退職金に関する事項」、「臨時に支払われる賃金、賞与などに関する事項」、「労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項」、「休職に関する事項」など、制度がある場合に明示することが必要な事項があります。

労働条件(明示事項①から⑥)の明示方法は、書面の交付が原則です。ただし、労働者が希望した場合には、ファクシミリ、電子メール等による方法で代替することができます。電子メール等による場合、労働者が電子メール等の記録を出力して書面作成が可能な方法に限られていることに注意しましょう。

労働者がパートタイマー・有期雇用労働者の場合、上記の明示内容に加え、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」、「相談窓口」についても文書の交付などにより明示しなければなりません(短時間・有期雇用労働者法)。

■改正の内容

令和6年4月1日から、労働契約の締結のタイミング、有期労働契約の更新のタイミングで、労働条件として明示すべき事項が新たに追加されます。今回の改正により追加される内容は、次のとおりです。

追加される労働条件明示事項	明示時期
①就業の場所・従事すべき業務の「変更の範囲」	・すべての労働契約締結時 ・有期労働契約の更新時
②更新上限の有無と内容	・有期労働契約の締結時 ・有期労働契約の更新時
③無期転換申込機会	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時
④無期転換後の労働条件	

今回の改正により、明示事項である「就業場所・従事すべき業務に関する事項」について、「変更の範囲」を追加する必要があります。「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の内容を指しています。たとえば、就業場所・業務内容が限定されていない(変更が予定されている)労働者については、雇入れ直後の内容と変更の範囲を記載します。

【記載の例】

	限定されている(変更を予定していない)場合	限定されていない(変更を予定している)場合
勤務場所	兵庫県内の営業所に限る	(雇入れ直後)兵庫県〇市(本社) (変更の範囲)国内の各拠点/会社が指定する場所
従事すべき業務	営業業務に限る	(雇入れ直後)営業業務 (変更の範囲)営業、営業企画、営業技術サポート業務/総合的な基幹業務全般

なお、テレワークが見込まれる場合には、「兵庫県内の営業所または会社が指定する場所」などと記載することになります。

●更新上限の有無と内容

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

●無期転換申込機会の明示・無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示と無期転換後の労働条件明示が必要になります。

■最後に

厚生労働省のサイトで、労働条件通知書の書式がダウンロードできます。本コラム執筆時点では改正内容を反映した書式になっていませんが、いずれ改正内容を反映したものに更新されると思われます。

読者の皆さんの企業で独自に書式を作成されている場合は、今回の改正にあわせて書式の変更が必要です。

Profile

ハタ経営労務サービス
代表 畑 英樹
(中小企業診断士・特定社会保険労務士)

【経歴】

- 兵庫県中小企業団体中央会コーディネーター
- 「人財育成と組織活性化で企業価値を上げる」をモットーに、経営相談や研修・セミナー講師、顧問先の労働社会保険手続き代行、就業規則作成等で中小企業の支援をしている。

【ホームページ】 <https://www.hata-srmc.com/>

中小企業等の健康づくりの支援を行う事業主団体等の皆さま 令和5年度6月版

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。
事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の80%(上限100万円)を助成*します。
※1団体につき年度ごとに1回限りです。

対象となる団体等

次のうちいずれかであること

事業主団体等
事業主団体又は共同事業主であって、事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であること、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

労災保険の特別加入団体
労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

助成の仕組み

事業者等

3. 利用申し込み

申請主体

1. 実施計画提出

2. 計画承認

5. 助成金申請

6. 助成金支給

労働者健康安全機構

4. 産業保健サービスを提供

契約

産業医、保健師等

支給の流れに沿って番号をつけています

厚生労働省 独立行政法人労働者健康安全機構

対象となる産業保健サービス

- ① 医師、歯科医師による健康診断結果の意見聴取
- ② 医師、保健師による保健指導
- ③ 医師による面接指導・意見聴取
- ④ 医師、保健師、看護師等による健康相談対応
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による治療と仕事の両立支援
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による職場環境改善支援
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発

※上記①～③については、労働安全衛生法に基づくものに限り
※上記の医師、保健師については、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師であることが望ましいです

助成金支給の流れ

- ▶ 原則、先着順で受付します。
- ▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

1. 実施計画提出	令和5年6月1日(木)～令和5年7月31日(月) 必着 ※7月31日以降であっても、予算の上限に達していないことが明らかになった場合は、受付を再開します。
2. 計画承認	1の受付後、原則30日以内
3. 助成対象	計画を承認された期間(最長で令和6年1月24日まで)において、提供されたサービスにかかる費用の80%
4. 助成金の支給申請	計画を承認された期間の最終日から起算し、30日後の日又は令和6年1月31日のうち、いずれか早い日まで 必着
5. 助成金の支給	令和6年3月31日まで

お問い合わせ

令和5年5月22日より、①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants(電子申請システム)による申請が可能となりました。
詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。
ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。
チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。
お問い合わせが重なるお電話がいくつもあります。あらかじめご了承ください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/habi/1251/default.aspx>
 労働者健康安全機構労働者医療・産業保健部産業保健業務指導課
 電話番号：0570-783046